

令和 7 年度 新舞子地区防災林造成事業

特記仕様書

地拵特記仕様書

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 0.5m以上 置幅 1.3m以内	植栽本数が3,000本/haの箇所

(注) 寸法の単位は、メートル以下1位(10cm単位)とする。

玉切りされた丸太の整理については、監督職員と協議すること。

植付特記仕様書

1 苗木の仕様(コンテナ苗植付)

(経費負担)

(1) 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。

苗木調達にあたっては、予め、調達予定先の林業種苗法(昭和45年5月23日 法律第89号)第12条第1項に定められた生産者登録証写を監督職員に提出し承認を受けること。

(規格、形質、樹種、本数)

(2) 苗木の規格等については下表による。

樹種	規格				摘要
	苗齢	コンテナ	苗長	根元径	
クロマツ コンテナ苗	2年生以上	JFA300	20cm以上	5mm以上	福島県産又は近県産
抵抗性苗木の 条件	松くい虫耐性クロマツ品種認定木から採取した種子により生産された苗木であること。				

(形質)

(3) 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

ア 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。

イ 頂芽の完全なもの。

ウ 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。

エ 着花、結実していないもの。

オ 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

(不適格苗木の措置)

(4) 上に定める規格、形質等に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。

なお、不適格とされた苗木は、請負者の責任において適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- (5) 現地搬入毎の苗木納品書（生産者が確認できるもの）を整理の上、監督職員に提出しなければならない。

(瑕疵担保)

- (6) 1年以内に植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因（生産地からの菌の付着等）で枯死したと判断される場合には、瑕疵担保（請負人の責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えること。

(抵抗性の証明)

- (7) クロマツ苗木について、抵抗性苗であることの証明書等を提出しなければならない。

(その他)

- (8) この仕様書により難しい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て指示を受けなければならない。

2 苗木運搬

(運搬計画書)

- (1) 苗木購入先から仮置箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに別紙苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

(2) 運搬方法

ア 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速丁寧に行い、シート等で覆うこと。

イ 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- (3) 1回に運搬する苗木の数量は、運搬後3日以内に植付可能な数量を超えないこと。

(その他)

- (4) 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。

- (5) この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

3 苗木仮置・保管

(苗木)

- (1) 苗木は現地到着後仮置箇所へただちに運搬し、保管を行うこと。

(仮置場所の選定)

- (2) 仮置場所の選定にあたっては、監督職員の指示によることとするが、下記の条件を考慮して定めなければならない。

ア 植付予定地に近いところ

イ 風のあたらない平坦地又は緩斜地。

ウ 排水のよいところ。

(仮置・保管)

- (3) 降雨が直接当たることや乾燥を防ぐため、必要に応じシート等で覆うこと。

運搬容器に収納したまま直立させ、枝幹・梢端部が損傷しないように仮置すること。

(その他)

(4) 仮置箇所の状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。

(5) この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

4 クロマツ植栽作業（コンテナ苗）

(植栽方法)

(1) 原則、植付には専用の植栽器具を使用すること。

(2) 植付作業の際に根鉢を壊さないよう、また、作業の間に根を乾燥させないように注意すること。

(3) 植付においては、根鉢が地表に露出しないよう植付すること。植付後の踏み固めは軽度にとどめ、過剰な踏み固めによる根鉢の変形を避けること。

(4) 植付時期は厳冬期を避けること。

(5) ha 当たり植付本数、苗木の植付列間及び苗間の標準間隔は、5 ha 当たりの植付本数及び苗木の植付間隔のとおりとし、植縄等により規則正しく植えること。

(6) 植付地点に岩石、根株等の障害物があつて植え難い場合は、列間、苗間を若干移動して植え付けること。

5 ha 当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	h a 当たりの 植付本数(本)	苗木の植付間隔(水平距離)		適用林小班等
		列間	苗間	
クロマツ	3, 0 0 0	1. 8 m	1. 8 m	作業箇所内訳書 のとおり

(注) 寸法の単位は、メートル以下1位(10cm単位)とする。

下刈特記仕様書

1 2回刈

1回目の下刈は事業計画書提出後に直ちに実施し、2回目の下刈については監督職員と協議の上、作業期間内に完了すること。

伐倒処理特記仕様書

1 作業内容

松くい虫、塩害による被害跡地の残存木について、伐倒、枝払い、玉切り、整理し、林地の更新を促すものである。

2 伐倒、枝払い、玉切り、整理

(1) 伐倒木の選定については、監督職員との協議の上、指定した区域内の立木を対象とする。

- (2) 伐倒方向は、樹形、隣接木の状況、地形、風向き等を考慮して最も安全な方法を選ぶ。
- (3) 伐採点は、山側の地際を標準とする。
- (4) 玉切りした丸太及び枝条等は、集積し整理する。

3 安全管理

作業中は、危険回避のため関係者以外立ち入り禁止とする措置を講ずること。

作業特記仕様書

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者に対して適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。
- 2 当該事業箇所における作業の実施に当たっては、下記に留意し実施することとする。
 - (1) 連絡体制等の整備
 - ア 緊急時に迅速かつ的確な情報が得られる体制を整えるため、ラジオや携帯電話を携帯すること。
 - イ 緊急時に連絡体制が確保できるよう、作業地毎に作業現場と事業所間の連絡状況を確認した上で作業実施すること。
 - ウ 緊急時の移動ルートなどを作業実施前に作業者全員に周知しておくこと。
 - (2) 作業上の留意点
 - ア 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出は避けること。
 - イ 土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスク（防塵や花粉対策用など）を着用すること。
 - ウ 雨天等の荒天時には作業を見合わせ等を含め臨機の対応をとるとともに、衣類が濡れた場合にはタオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替えること。
 - エ 作業後に手や顔を洗い、うがいをする事。

別紙

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

印

令和 年 月 日で契約した 事業について、植付特記仕様書苗木運搬に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

[illegible]

監督職員	令和 年 月 日 官職氏名 印
記 事	